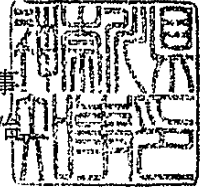




文第 1417 号
令和 2 年 9 月 30 日

公益財団法人横浜市スポーツ協会
山口 宏 様

神奈川県知事
黒岩 祐治



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を
満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
令和 2 年 9 月 30 日 から 令和 7 年 9 月 29 日 まで